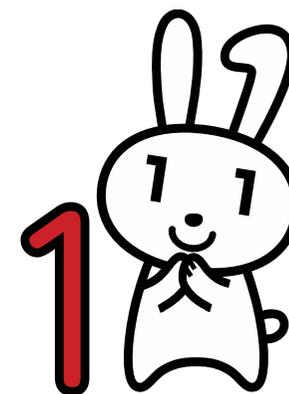


マイナポータル関係について



1. 子育てワンストップサービスの進捗状況、 フォローアップについて



子育てワンストップサービス電子申請対象手続

制度	所管府省	子育てワンストップサービスで提供するサービス				備考
		オンライン申請	実施時期	お知らせ機能	実施時期	
児童手当	○内閣府 子ども・子育て本部 児童手当管理室	児童手当の受給資格及び児童手当の額についての認定の請求	H29.7~	児童手当の受給資格及び児童手当の額についての認定の請求に係る補正等の連絡及び結果通知	H29.7~	添付書類は、スキャンしたデータや、スマートフォン等で撮影した写真を添付可能とする機能を提供。 ただし、オンライン申請の添付ファイルになじまない添付書類については、別途郵送や来所による提出を行う想定。
		児童手当の額の改定の請求及び届出	H29.7~	児童手当の額の改定の請求及び届出に係る補正等の連絡及び結果通知	H29.7~	
		氏名変更/住所変更等の届出	H29.7~			
		受給事由消滅の届出	H29.7~			
		未支払の児童手当の請求	H29.7~	未支払の児童手当の請求に係る補正等の連絡及び結果通知	H29.7~	
		児童手当に係る寄附の申出	H29.7~			
		児童手当に係る寄附変更等の申出	H29.7~			
		受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等の申出	H29.7~			
保育	○内閣府 子ども・子育て本部 ○厚生労働省 子ども家庭局 保育課	支給認定申請書※1	H29.9~	※2		添付書類は、スキャンしたデータや、スマートフォン等で撮影した写真を添付可能とする機能を提供。 ただし、オンライン申請の添付ファイルになじまない添付書類については、別途郵送や来所による提出を行う想定。 就労証明書については、電子的に入力可能な様式を提供予定。
		保育施設等利用申込書	H29.9~			
		保育施設等の現況届	H29.9~	現況届の提出時期の通知	H29.9~	
				募集要項の公表などHPの更新の通知	H29.9~	
ひとり親支援	○厚生労働省 子ども家庭局 家庭福祉課	児童扶養手当の現況届の事前送信	H30.7~	現況届の提出時期の通知	H30.5~	添付書類は、スキャンしたデータや、スマートフォン等で撮影した写真を添付可能とする機能を提供。 ただし、オンライン申請の添付ファイルになじまない添付書類については、別途来所による提出を行う想定。
		妊娠の届出	H29.7~	※2		
母子保健	○厚生労働省 子ども家庭局 母子保健課 (妊娠の届出、健診) 健康局健康課 予防接種室 (予防接種)			妊婦健診の勧奨の通知	H29.7~	平成29年7月よりマイナポータルの自己情報表示機能を利用した、予防接種履歴情報の閲覧も可能。
				アンケート機能を活用した効率的な面談の調整を可能とする	H29.7~	
				子供の月齢/年齢に応じた健診情報を通知	H29.7~	
				子供の年齢等に応じた予防接種情報を通知	H29.7~	

※1 保育に係る支給認定申請において、1号・2号・3号の各認定申請を同一様式で行うこととしている地方公共団体であって、電子申請においても同様に同一様式（申請フォーム）で行う場合は、1～3号のいずれの認定申請も対象手続とすることができる。

※2 お知らせ機能は、国の法令又は地方公共団体の条例に基づきマイナンバーを利用することが可能な事務である必要があるが、それ以外の制約は特にないため、上述以外の事務についても積極的に検討。

子育て関連手続の必要書類と省略可能な時期

(H30. 4. 19時点)

▲ = 添付が必要な書類 ○ = 省略可能な書類
 ※ = 年金機構の情報連携開始以降、順次省略可能となる書類

手続名	書類名	省略可能となる時期		
		試行運用時 (H29年7月18日～)	本格運用後	
			(H29年11月13日～)	(H30年7月～) <注>
保育の支給認定申請書	住民票	▲	○	○
	生活保護受給証明書	▲	○	○
	児童扶養手当証書	▲	○	○
	特別児童扶養手当証書	▲	○	○
	障害者手帳	▲	▲	○
	障害者自立支援給付受給者証	▲	○	○
	障害児入所支援給付受給者証	▲	○	○
	障害児通所支援給付受給者証	▲	○	○
	中国残留邦人等支援給付受給者証	▲	○	○
	課税証明書	▲	▲	○
	障害基礎年金受給証明書	▲	※	※
保育施設等の現況届	課税証明書	提出時期が9月頃の為 該当なし	▲	○
児童手当の受給資格・額についての認定の請求	課税証明書	▲	○	○
	住民票	▲	▲	○
	健康保険証・年金加入証明書	▲	※	※
児童手当の額の改定の請求及び届出	住民票	▲	▲	○
児童手当の住所変更等の届出	住民票	▲	▲	○
児童手当の現況届	課税証明書	提出時期が6月頃の為 該当なし	(H30.6) ○	○
	住民票		(H30.6) ▲	○
	健康保険証・年金加入証明書		(H30.6) ※	※
児童扶養手当の現況届の事前送信	住民票	▲	提出時期が7月頃の為 該当なし	○
	課税証明書	▲		○

情報連携の対象情報のみを掲載（別途情報連携対象外の情報であって、添付が必要な書類あり）

<注>新規に連携開始する等の一部の書類について、試行運用を行うため一定期間添付が必要となる（対象手続検討中）

子育てワンストップサービス（ぴったりサービス）の対応状況

インターネットで手続きの検索・比較が可能（一部は様式の印刷まで可能）

（H30.4.9時点）

	児童手当	保育	ひとり親支援	母子保健
市区町村数 (人口 カバー率)	延べ 1,534団体(96.9%)			
	1,526団体 (96.8%)	1,494団体 (94.5%)	1,457団体 (93.8%)	1,476団体 (93.5%)

（１）電子申請実施状況（H30.4.9時点）：634団体

※ぴったりサービスの登録状況を系統的に集計したもの。

（２）今後の実施予定

（H30.2.15時点）

	児童手当	保育	ひとり親支援	母子保健
市区町村数 (人口 カバー率)	～H30年度6月末：延べ 1,038団体（71.4%）（予定） (児童手当の現況届実施時期)			
	H30年7月以降～：延べ1,463団体（91.3%）（予定）			
	～H30年度 6月末	1,018団体 (69.0%)	836団体 (47.6%)	547団体 (21.5%)

※ 「子育てワンストップサービス対応状況フォローアップ（第10回）」の回答を集計したもの

※ 各自治体の対応状況は子育てワンストップサービス（ぴったりサービス）トップページにて確認可

都道府県別 電子申請対応市区町村数 (H30.2.15時点)

- ・鹿児島県(100%)、大分県(94.4%)、岐阜県(92.9%)が特に高く、3県(秋田・山形・富山)が実施市町村なし(0%)。
- ・色かけは域内市区町村のうち1つ以上が「都道府県等の既存電子申請システムを活用する」と回答した都道府県(27団体)。
うち、4県(秋田・山形・群馬・山梨)は平成30年2月15日時点で既存電子申請システムの整備未了。

No.	都道府県	対応団体数	対応率	人口カバー率
1	北海道	26/179	14.5%	26.2%
2	青森県	9/40	22.5%	43.6%
3	岩手県	8/33	24.2%	19.9%
4	宮城県	7/35	20.0%	15.7%
5	秋田県	0/25	0.0%	0.0%
6	山形県	0/35	0.0%	0.0%
7	福島県	1/59	1.7%	16.9%
8	茨城県	21/44	47.7%	39.4%
9	栃木県	11/25	44.0%	34.2%
10	群馬県	3/35	8.6%	4.6%
11	埼玉県	33/63	52.4%	75.6%
12	千葉県	18/54	33.3%	60.7%
13	東京都	9/62	14.5%	26.2%
14	神奈川県	4/33	12.1%	12.3%
15	新潟県	8/30	26.7%	26.8%
16	富山県	0/15	0.0%	0.0%
17	石川県	6/19	31.6%	64.9%
18	福井県	11/17	64.7%	82.7%
19	山梨県	1/27	3.7%	3.9%
20	長野県	30/77	39.0%	55.4%
21	岐阜県	39/42	92.9%	91.7%
22	静岡県	7/35	20.0%	11.0%
23	愛知県	15/54	27.8%	25.7%
24	三重県	6/29	20.7%	24.6%

No.	都道府県	対応団体数	対応率	人口カバー率
25	滋賀県	2/19	10.5%	3.7%
26	京都府	1/26	3.8%	0.2%
27	大阪府	12/43	27.9%	23.5%
28	兵庫県	12/41	29.3%	53.6%
29	奈良県	9/39	23.1%	46.3%
30	和歌山県	18/30	60.0%	30.2%
31	鳥取県	3/19	15.8%	35.9%
32	島根県	3/19	15.8%	36.2%
33	岡山県	7/27	25.9%	70.2%
34	広島県	7/23	30.4%	34.7%
35	山口県	4/19	21.1%	16.1%
36	徳島県	17/24	70.8%	83.4%
37	香川県	9/17	52.9%	84.0%
38	愛媛県	13/20	65.0%	72.4%
39	高知県	3/34	8.8%	6.1%
40	福岡県	31/60	51.7%	20.8%
41	佐賀県	3/20	15.0%	37.8%
42	長崎県	2/21	9.5%	3.9%
43	熊本県	9/45	20.0%	22.8%
44	大分県	17/18	94.4%	59.2%
45	宮崎県	8/26	30.8%	31.9%
46	鹿児島県	43/43	100.0%	100.0%
47	沖縄県	2/41	4.9%	7.2%

※「子育てワンストップサービス対応状況フォローアップ(第10回)」の回答を集計したもの

・対応率:各都道府県の域内の団体数に対する対応団体数の割合 ・人口カバー率:都道府県の人口に対する対応団体の人口の割合

市区町村の取組状況①

1. ぴったりサービスの活用例

○内閣官房が定めた15手続以外の子育て関連手続・障がい者支援等の手続や、標準制度・標準手続に無いものを追加する等、市区町村で独自にサービスを提供している。

◆手続の導入例

・新潟県三条市 職員採用試験の受験申込

~~~~~

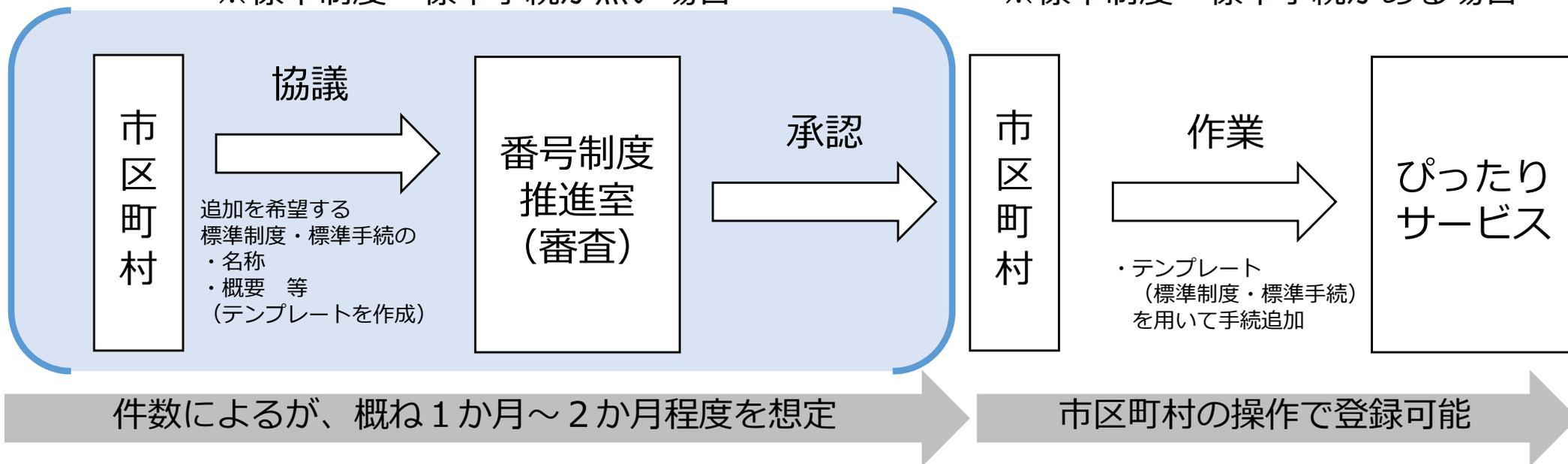
※ぴったりサービスにテンプレート（標準制度・標準手続）がある手続であれば、現時点でも、市区町村の操作ですぐに登録可能。

標準制度・標準手続が無いものについて追加を希望する場合は、内閣官房番号制度推進室へ協議のこと。

### ○手続追加のイメージ

※標準制度・標準手続が無い場合

※標準制度・標準手続がある場合



### 2. ぴったりサービスの電子申請を実施していない市区町村

実施しない考えの団体（190団体※）の主な理由は以下のとおり。

- (1) 次年度予算での実施や、今後の大規模なシステム改修に合わせた実施を予定
- (2) 電子申請にメリットが少ないとの考え
  - ・ 面談等が必要な手続もあり、電子申請になじまないものがある
  - ・ 費用対効果を見込めない
- (3) 県の共通電子申請システムが準備未了である

※「子育てワンストップサービス対応状況フォローアップ(第10回)」の回答を集計したもの。(平成30年2月15日時点)

### 3. 今後の予定

#### ◆H30年度の子育てワンストップサービスに関するフォローアップ（予定）

- H29年度に引き続き、番号制度推進室において全国の取組状況の調査を実施。
- 総務省行政経営支援室が毎年4月頃から行う「地方行政サービス改革に関する取組状況等の調査」において項目を設けた調査を検討。
- 調査後、複数の団体への個別ヒアリングの実施を想定。

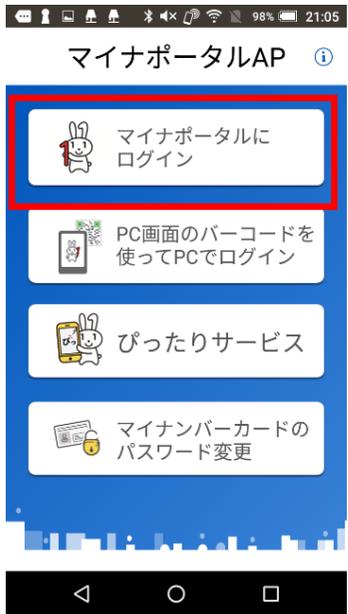
## 2. マイナポータルを活用等



## マイナンバーカード読取対応Androidスマートフォンでのマイナポータル利用

マイナポータルAPのダウンロードが完了後、マイナポータルAPの「マイナポータルにログイン」から、簡単にログイン可能。

① マイナポータルAPの画面からログインボタンを押下



マイナポータルAP

マイナポータルにログイン

PC画面のバーコードを使ってPCでログイン

ぴったりサービス

マイナンバーカードのパスワード変更

② スマホ用ログインアプリが自動起動し、マイナンバーカードを読み取る

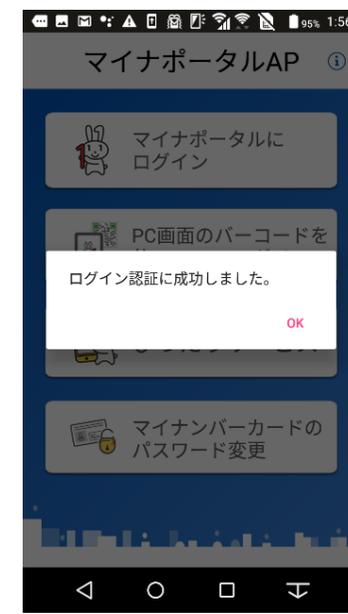


ICカードセット案内

ICカードをセットしてください。

? セット方法がわからないとき

③ 利用者証明用電子証明書のパスワード入力後、ログイン成功



マイナポータルAP

マイナポータルにログイン

PC画面のバーコードを使ってPCでログイン

ログイン認証に成功しました。

マイナンバーカードのパスワード変更

## マイナポータル利用開始



https://myna.go.jp/SCK0

マイナポータル

あなたへのお知らせ

現在のお知らせは0件です。

マイナポータルの機能をご紹介します

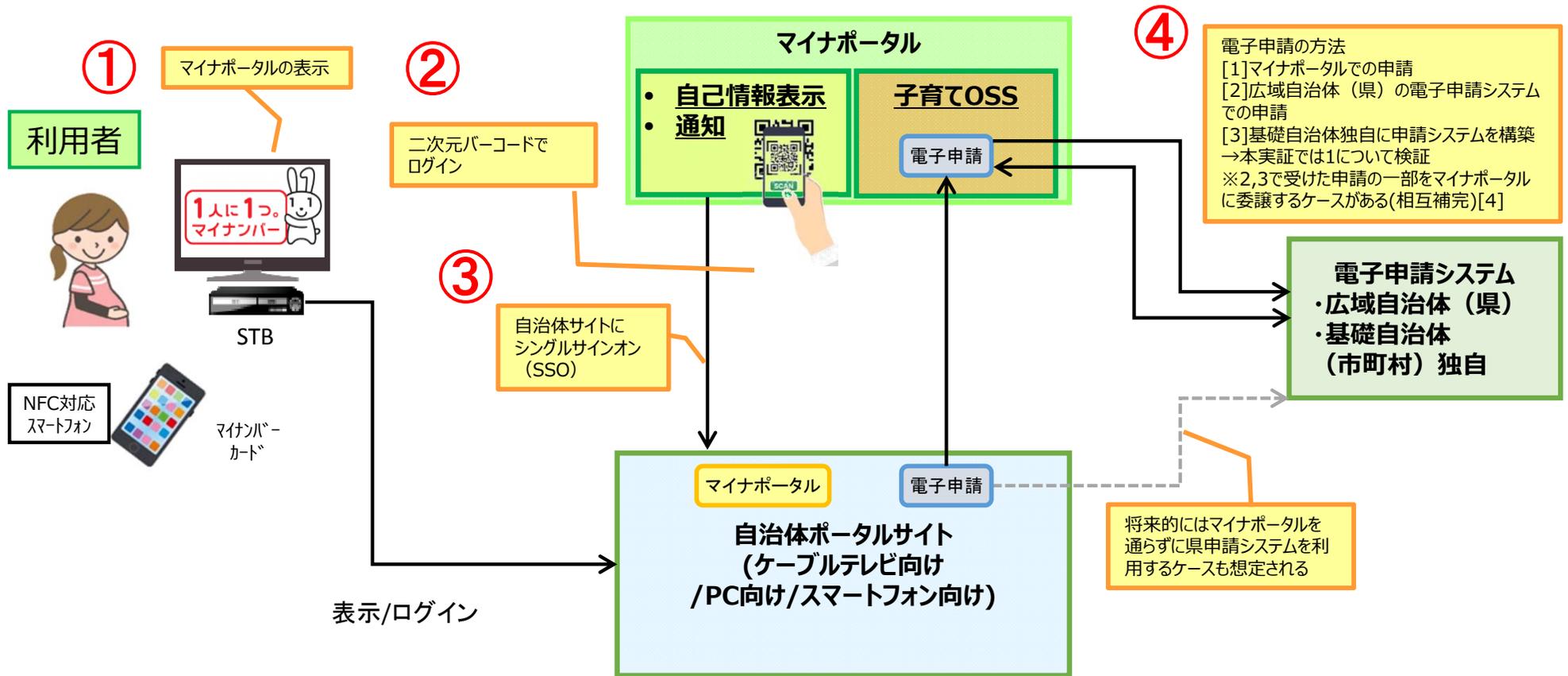
ぴったりサービス

あなたにあったサービスを探すことができます。(ぴったりサービスは外部サイトのサービスです)

あなたの情報

※平成30年3月1日現在、30機種が対応。

# 【イメージ】ケーブルテレビ向け自治体ポータルサイトとの認証連携 (平成29年度 総務省実証実験)



岩倉すこやかネット



なんとすこやかネット



# マイナポータル端末

高齢者やパソコン等を利用することができない情報弱者の方でもマイナポータルへアクセスすることができるよう、各市区町村に対し、マイナポータル用端末（タブレットPC、カードリーダー、wi-fiルータ等）を配置（内閣府で全国1万台を調達して配置）し、通信回線を提供。

＜官民データ活用推進基本法（平成28年法律第103号）第14条及び世界最先端IT国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画におけるデジタルデバイド対策の一環＞

## ○ 使用用途

- ① 情報開示関係：情報連携の記録や自己情報の確認
- ② 個人番号利用事務関係：マイナンバー利用事務の窓口（特に子育て関係）での電子申請
- ③ マイナンバーカード交付申請関係：マイナンバーカード交付窓口での交付申請

※想定する副次的な用途として、総務省地域情報政策室が想定するマイキーID及びそれに連携する情報の登録、施設等利用時等のマイキーIDの確認及びそれに連携する機能の利用は、①～③のいずれかの用途に供する場合に限って利用して構わない。

## ○ 配置台数

- ・ 基礎配置2台を必須とし、追加配置として市区町村の希望に基づき配置。

## ○ 直近の留意事項

### ・ Windows10の大型アップデートの適用

4月以降、大型アップデートが各端末で適用されることとなるが、適用時はシャットダウン・再起動時に自動更新がかかり、長時間を要する点に留意すること。

（アップデート公開後は手動での更新も可能）



## ○市内46郵便局との協働によるマイナポータル利用やカード申請のサポート展開

### 1. 概要

- 日本郵便株式会社との協定締結により、市内全ての郵便局（46局）に、内閣府配布の端末を設置。マイナポータルアクセス用、カード申請用として運用（平成29年11月22日運用開始）
- 業務に支障のない範囲で郵便局員がサポート。地域に密着した身近な郵便局でマイナポータル利用、カード申請が可能に。

### 2. 経緯（平成29年）

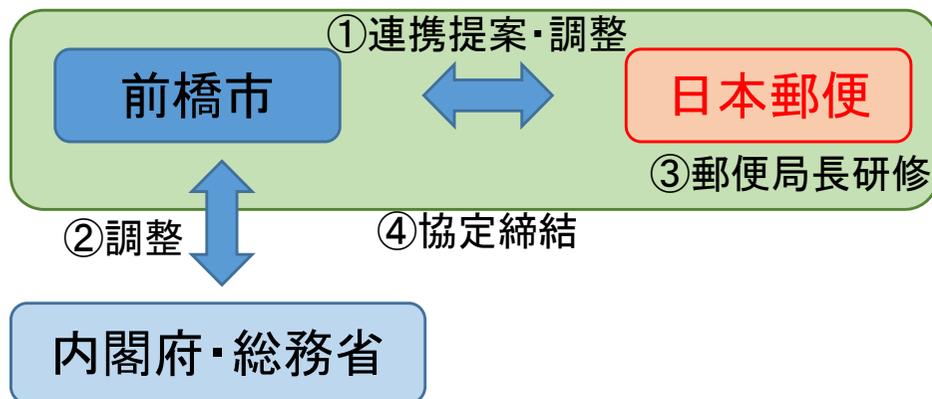
（平成25年より、前橋市・郵便局連絡会議を定期的に開催し、様々な連携事項を協議）

6月 前橋市・郵便局連絡会議で連携事項として提案

7月～10月 市と日本郵便株式会社との間で調整  
市と内閣府・総務省との間で調整

11月初旬 各郵便局長への研修  
（端末利用・カード申請補助方法）

11月21日 協定締結、翌22日運用開始



局長さんの創意工夫で説明用パネルも掲示



業務に支障のない範囲で郵便局員がサポート

### 3. 実績

- 11月22日（運用開始）～1月31日の期間に、176件の利用、サポート実績



# 【イメージ】公金決済サービスの画面遷移（中間サーバ・お知らせを利用する場合）

自治体職員



納付情報

URL生成ツール



納付用URL

中間サーバ



マイナポータルお知らせ画面



公金決済お支払い方法  
選択画面



公金決済金融機関  
選択画面



モバイルレジ金融機関  
選択画面



クレジットカード  
公金支払画面



ネットバンキング決済画面



ネットバンキング決済画面



住民



お知らせ機能において、氏名・住所・生年月日・性別等の個人を特定する情報を利用者に提供する際は、次の1から4の要件に配慮をすること。

### 1 本人の同意

個人を特定する情報を含むお知らせを送信する場合、事前に本人に同意を取ること。

### 2 対象の氏名・住所等

個人を特定する情報は、住民基本台帳ネットワークシステムから直接入手した氏名・住所等の4情報を除く、以下の（1）又は（2）に該当するものとする。

（1）利用者本人が過去に申告等した氏名・住所等又は行政機関が本人の申告等に基づき記載した氏名・住所等

（2）各事務実施機関が持つ既存住基システムから引用した氏名・住所等

### 3 送信形態

原則としてテキスト本文から直接取得されない形式（添付ファイルの形式やURLリンク等）でのみ提供することを可とし、お知らせ本文での提供は不可。

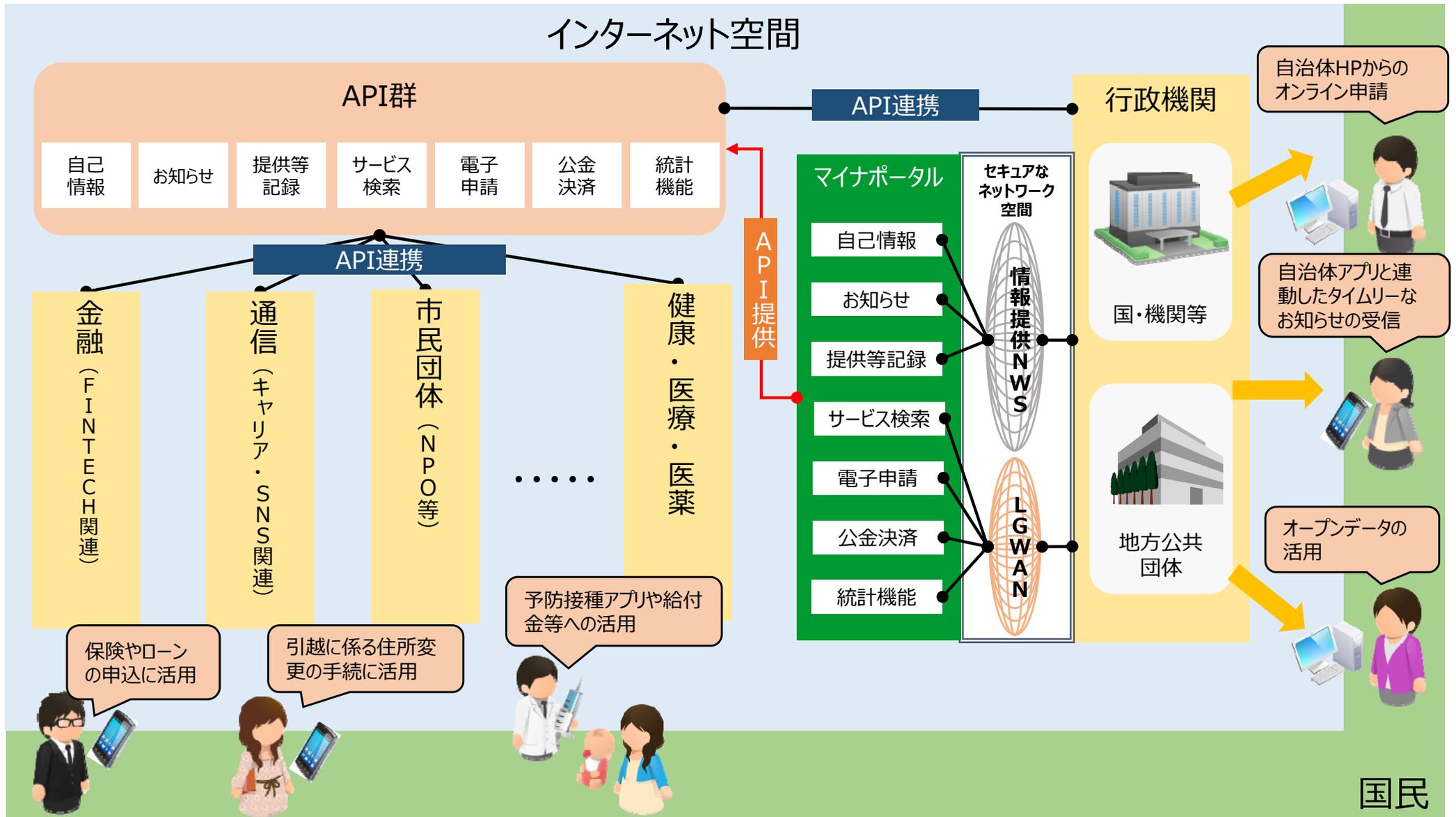
### 4 提供期間

当該お知らせに関する事務に必要な最小限の期間となるように設定することが必要。

※ 詳細については、平成30年3月9日付け事務連絡「マイナポータル（お知らせ機能）における氏名・住所等の提供について」を参照のこと。

# マイナポータルでのAPI提供

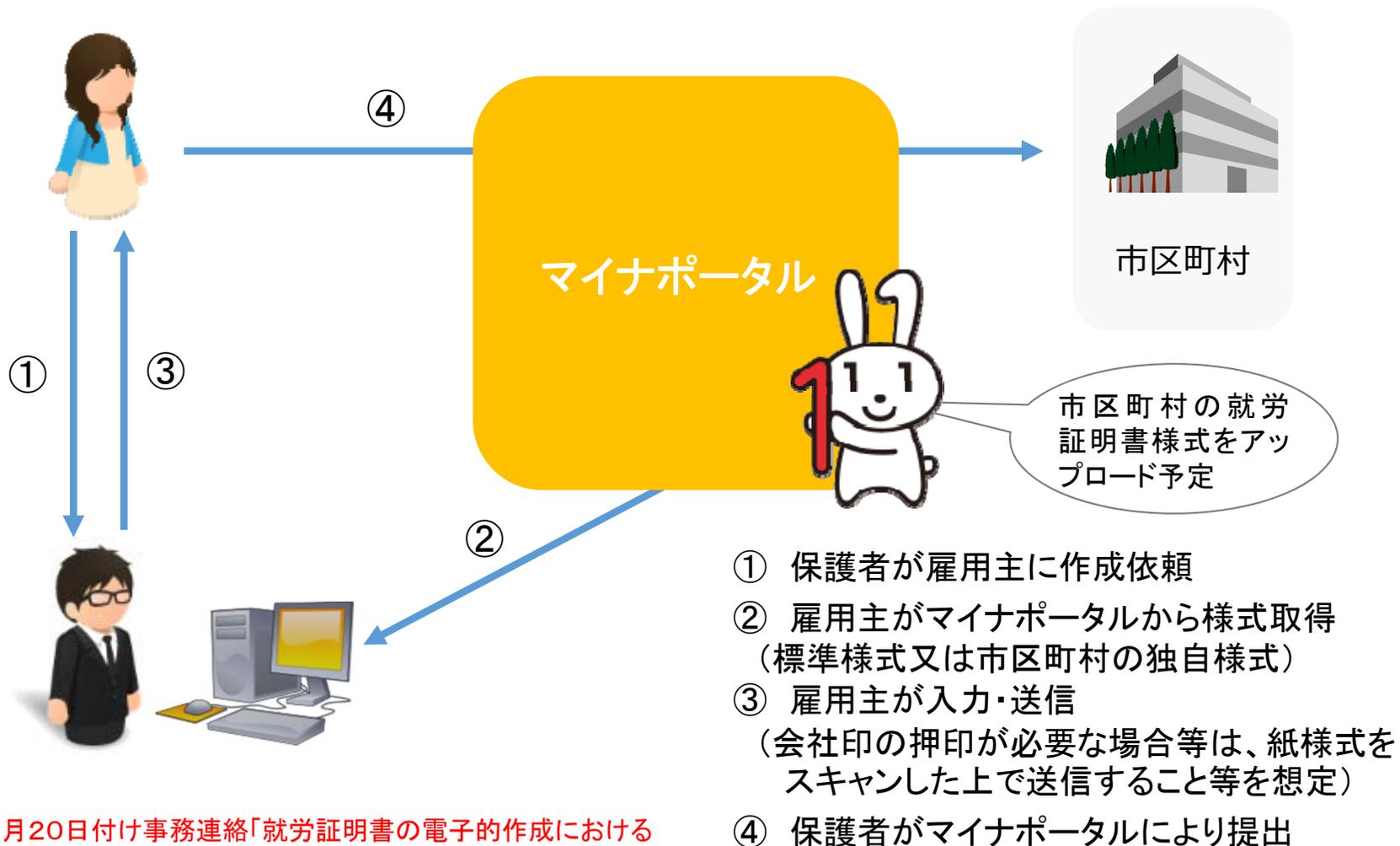
マイナポータルで提供する機能を、行政機関だけではなく企業や市民団体等の民間組織に対してもAPI群としてまとめて提供することで、自己情報や検索機能を活用した新たな行政サービス・民間サービスの開発を加速させる



# マイナポータルを活用した就労証明書の作成

平成30年夏頃を目途に、マイナポータルを活用して、認可保育所の利用申請に際して必要となる就労証明書の電子的な作成を可能とする。これまで、手書きで就労証明書を作成することが、雇用主（企業の人事担当者等）にとって大きな負担となっていた。これを電子化することにより、その負担を軽減することができる。

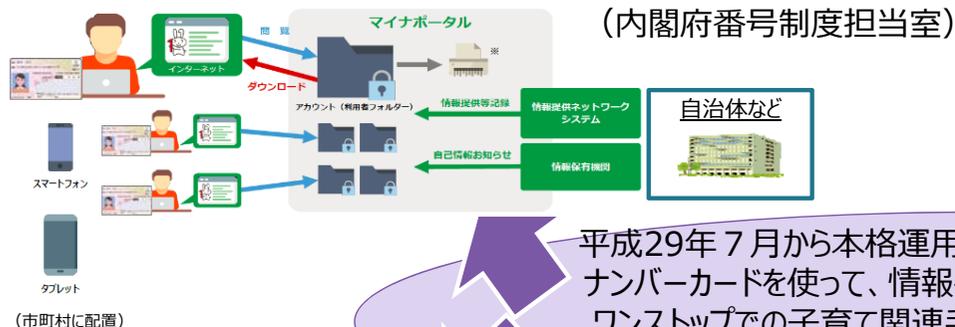
## 手続きのイメージ



※4月20日付け事務連絡「就労証明書の電子的作成におけるマイナポータルの活用について」により、様式の調査を実施

## マイナポータル の 利用環境整備

- 税・社会保障に関する自らの情報そのものや行政機関等の中でのやりとりをオンラインで確認可能に。
- マイナンバーカードでログインし、行政機関等が持つ自分のマイナンバーを含む個人情報や、そのやりとり履歴の確認が可能に。
- 平成29年1月からアカウント開設が始まり、同年7月から情報確認が可能に。市町村配置端末やスマートフォンからの利用環境も順次整備。



## 官民のオンラインサービスとの連携

- これまで各機関のサイトに個別にアクセスし、別々のID・パスワードでログインする必要があったが、マイナポータルからシングルサインオンでアクセス可能に。
- マイナンバーカードでログインし、自らが選択した官民のオンラインサービスと認証連携。
- 平成29年1月からe-Taxと連携（マイナポータルからシームレスにe-Taxのメッセージボックス等の確認が可能）開始、順次、ねんきんネットや金融機関サイト等に拡大。



平成29年7月から本格運用開始予定のマイナポータルで、マイナンバーカードを使って、情報提供等記録や自己情報の確認、ワンストップでの子育て関連手続の申請・届出のほか、行政や民間企業からのお知らせの受け取りなど、官民のオンラインサービスをワンストップで利用可能にする取組を推進。

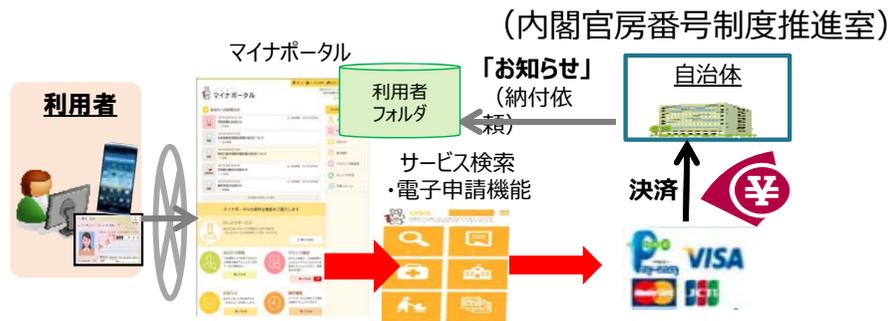
## 子育てワンストップサービス

- これまで自治体窓口で個別に出向いて行う必要のあった手続が、自宅などからオンラインで可能に。
- マイナポータルで市区町村の子育て関連手続を検索し、マイナンバーカードで電子署名を付して申請。
- 平成28年12月に取りまとめた「アクションプログラム」に基づき、全市区町村での参加を促進し、平成29年7月から全市区町村でのサービス提供開始を図る。



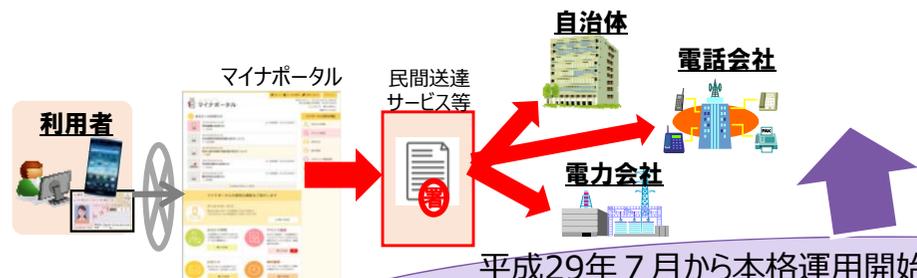
## 公金決済サービス

- これまで各自治体のサイトにアクセスし、納付書を基に納付手続を行う必要があったが、マイナポータルのお知らせからシームレスにアクセスし納付することが可能に。
- マイナンバーカードでログインし、自治体からの公金納付依頼（お知らせ）に対してペイジー又はクレジットカードでオンライン決済。
- 平成29年7月から、自治体のオンライン公金決済サービスと連動。



## 引越や死亡等のライフイベントに係るワンストップサービス

- これまで自治体窓口や公共機関等に個別に連絡する必要があったが、自宅などからオンラインで一括手続きが可能に。
- マイナポータルの機能を活用し、引越や死亡等に伴う変更情報を、自らが選択した機関に一括して届出できるなど、利便性の高いスキームを検討。
- 平成29年度内に実現に向けた方策を取りまとめ、平成30年以降、可能なものから順次実現。(内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)

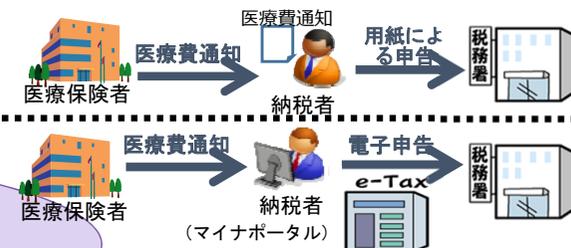


平成29年7月から本格運用開始予定のマイナポータルで、マイナンバーカードを使って、情報提供等記録や自己情報の確認、ワンストップでの子育て関連手続きの申請・届出のほか、行政や民間企業からのお知らせの受け取りなど、官民のオンラインサービスをワンストップで利用可能にする取組を推進。

## 医療費通知を活用した医療費控除の簡素化

- これまで、①医療機関等の領収書の収集②電子申告では領収書のデータ入力をする事等が必要だったが、今後は医療保険者の医療費通知を証明書として申告を行うことを可能に。
- これにより①領収書の収集を簡素化できる。②さらに、電子申告ではマイナポータル上で医療費通知を確認できるようにし、e-Tax上の申告書にその内容を転記可能となり、データ入力などの手間を簡素化できる。
- 平成29年度内にシステム開発を行い、平成30年1月以降、実施可能な保険者等から段階的に開始。

(厚生労働省保険局)



## ふるさと納税額通知を活用した寄附金控除の簡素化

- これまで寄附金控除適用のためには、ふるさと納税をした自治体からの受領書を添付する必要があったが、当該自治体からオンラインで受け取るふるさと納税受領金額等の通知を電子申告に活用可能に。
- マイナポータルを利用して受け取るふるさと納税受領金額等の通知を添付して、e-Taxで確定申告。
- 平成29年度から法制度(地方税法)の検討及びシステム整備を行い、平成31年1月以降できる限り速やかにサービス開始。

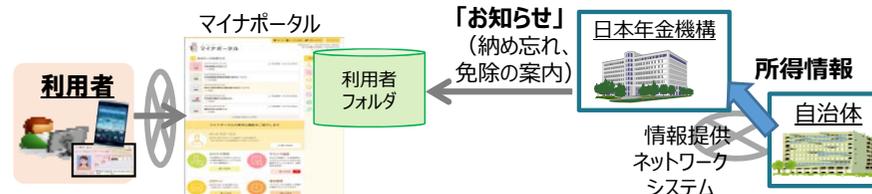
(総務省自治税務局)



## 国民年金保険料の免除該当者等に対する情報提供の強化

- これまで紙などで行っていた国民年金保険料の免除該当者等への案内がオンラインでも可能に。
- マイナポータルの「お知らせ」機能で、国民年金保険料が未納である旨や免除申請が可能である旨を案内。
- 平成29年度以降、実施予定。(日本年金機構の情報連携時期未定)

(厚生労働省年金局)



### 3. 介護ワンストップサービスの検討状況



## 介護ワンストップサービスの実現に向けた検討状況

内閣官房IT総合戦略室及び厚生労働省を中心に、以下のとおり検討を行っている。

- デジタル・ガバメント実行計画（平成30年1月16日eガバメント閣僚会議決定）の  
とおり、介護や介護予防のために必要な行政手続を含むサービス情報を得られ、時間・  
場所を問わず、Webサイト上でサービスの検索から申請が可能となるワンストップ  
サービスの実現に向け検討を行い、平成30年3月30日に方策を取りまとめた。
- 介護保険に係る申請手続のうち、申請者数が多い手続等、オンライン化の効果が期待  
できると考えられる手続について、運用に向けた各種課題についてさらに検討を進める。
- 今後、平成30年12月までに、申請のオンライン化の具体的な方法等について、自治体  
向けガイドライン等を発出する予定。
- 平成31年3月までに、可能な手続から順次ワンストップサービスを開始する※。  
※手続単位でのサービス開始時期については、事務運用指針・ガイドラインを踏まえる。

# 介護ワンストップサービスの対象手続・関係者整理

- 市区町村役所・ケアマネジャー・介護サービス事業者・ヘルパーなど、介護サービス利用に際しては複数の関係者が存在
- 介護ワンストップサービスでは、被保険者を中心とした行政手続（赤矢印）をオンライン化の対象とする

